第３章 障害福祉サービス等の提供に係る令和 11（2029）年度の目標値

1 基本指針について

計画の数値目標・サービス見込量等の考え方については、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（最終改正令和８（2026）年こども家庭庁・厚生労働省告示第４号。以下「基本指針」という。）に則するものとされています。

この基本指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法並びに障害者権利条約等を踏まえ、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和11（2029）年度末の目標を設定するとともに、計画の作成に当たって則すべき事項を定めています。

国の基本指針において市町村が設定すべき成果目標を踏まえ、本市においては「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の７つの成果目標を設定します。

◆ 国の基本指針

■ 基本的理念

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④ 地域共生社会の実現に向けた取組
⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
⑥ 障害者の社会参加を支える取組定着

■　成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 福祉施設から一般就労への移行等
④ 障害のある子どもの支援の提供体制の整備等
⑤ 地域生活支援の充実
⑥ 相談支援体制の充実・強化等
⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■　その他の検討項目

・障害のある人等に対する虐待の防止
・意思決定支援の促進
・障害のある人等の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
・障害のある人等による情報の取得利用・意思疎通の推進
・障害を理由とする差別の解消の推進
・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

次の基本的理念のもと、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保と円滑な実施に努めます。

（１）障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人や障害のある子どもの自己決定を尊重し、**意思決定支援ガイドライン等を活用した関係者への研修等を通じて**意思決定支援に配慮するとともに、障害のある人や障害のある子どもが必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加が実現されることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害種別にかかわらず、地域で安心して障害福祉サービスを受けることができるよう、**本市を身近な実施主体の基本とし、**障害福祉サービスの充実を図ります。

特に、障害者総合支援法に基づく給付の対象である難病患者等について、国が指定する対象疾病が376疾病に拡大されたことを踏まえ、関係機関と連携した適切な情報提供や周知徹底に努め、本市における障害福祉サービスの円滑な利用体制を推進します。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、**就労支援**といった課題に対応したサービス提供体制を整備します。**その際、本人の意思や希望に沿った地域生活へ移行できるよう、自立生活援助等の推進による一人暮らし支援や、精神障害のある人が地域の一員として安心して暮らせるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。**

障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、地域での生活に係る相談、緊急時の短期入所の受入れ、地域で見守り等を行う人材の配置による地域の体制づくりを行う地域生活支援拠点等の整備について、地域の社会資源を活用しながら推進します。

さらに、拠点コーディネーターの配置等を通じた支援ネットワークの強化を図るとともに、年１回以上、その実績を踏まえた運用状況を検証・検討する体制を構築し、強度行動障害や医療的ケア児者、高次脳機能障害など多様な障害特性に応じた専門的な支援体制の確保に努めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向け、**地域福祉計画や重層的支援体制整備事業等とも緊密な連携を図りながら、**次に掲げる包括的な支援体制の構築に取り組みます。

① 属性にかかわらず受け止め、継続的につながり続ける伴走支援を中心とした断らない相談支援
② 就労支援や居住支援等を提供することで社会とのつながりを構築する参加支援
③ 地域における多世代交流や多様な活躍の場の確保、住民同士が出会い参加することのできる居場所を確保する地域づくり支援

（５）障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもの最善の利益を考慮しながら、**こども基本法やこども大綱の趣旨にのっとり、本人の意見表明を尊重した「こどもまんなか」の視点に立ち、**本人及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から、より身近な地域で支援できるように、障害のある子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

特に、地域の児童発達支援センター等を中核として、４つの中核的な支援機能（発達支援・家族支援、事業所へのスーパーバイズ、インクルージョン推進、発達相談）を面的に確保する体制を整備します。

あわせて、関係機関が連携を図るための協議の場を設置して地域におけるインクルージョンを推進するとともに、医療的ケア児や強度行動障害児への専門コーディネーター配置や、伴走的な相談支援の体制確保に努めます。

（６）障害のある人の社会参加を支える取組定着

障害のある人や障害のある子どもの文化芸術**やスポーツ等**多様な活動に参加する機会の確保や、**読書バリアフリー法に基づく**視覚障害のある人等の読書環境の整備について、**合理的配慮の提供やそのための環境整備に留意しながら、取組の計画的な推進を図ります。**

あわせて、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や手話に関する法令等を踏まえ、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、デジタル・ICT機器の利活用促進、障害特性に配慮した意思疎通支援者の養成・派遣等に努めます。